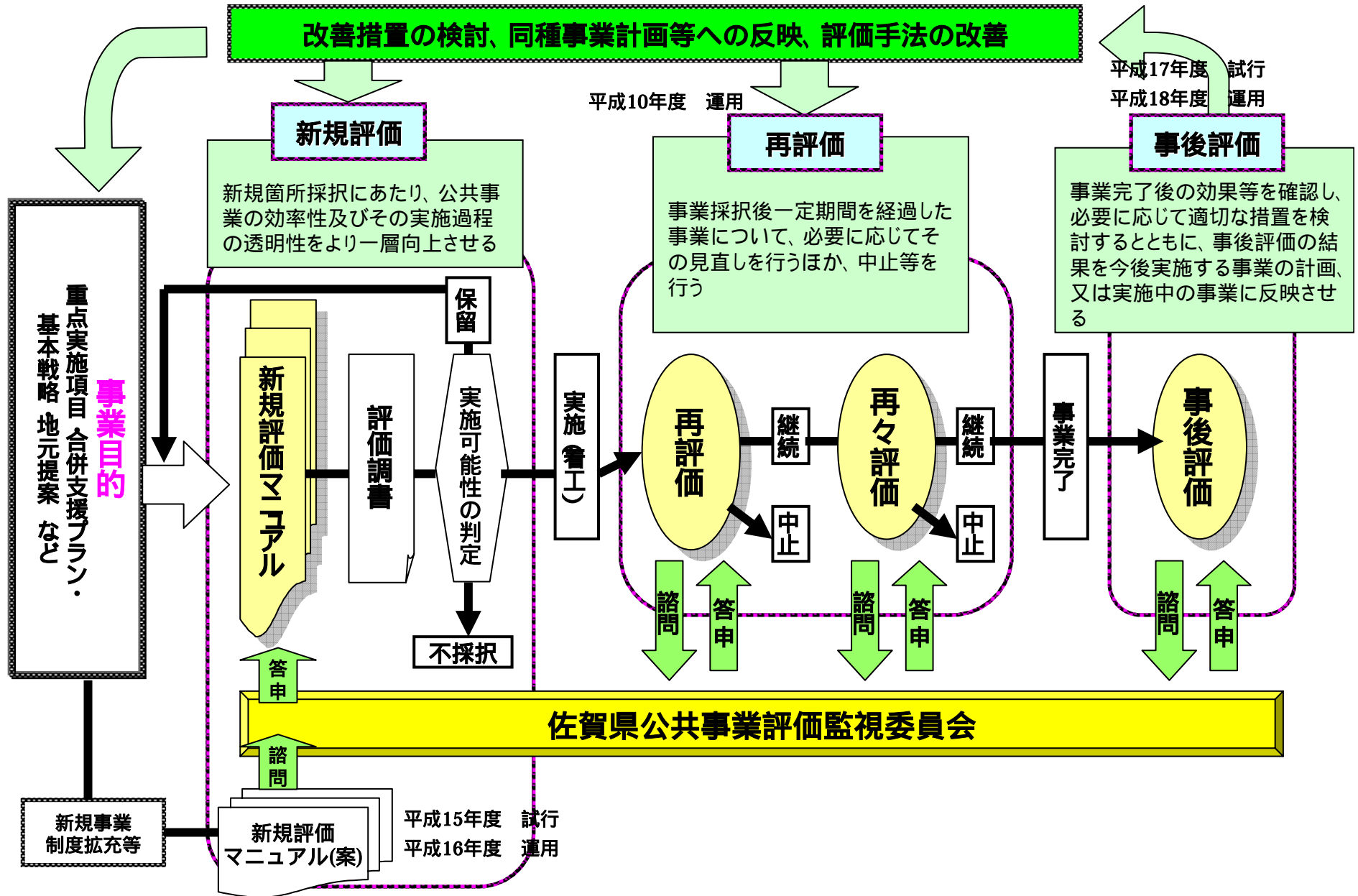


新規箇所評価の 基本的考え方について

佐賀県公共事業評価システム



新規箇所評価の基本的考え方について

新規箇所評価は、新たに事業に着手しようとする箇所について、事業区分毎に新規評価マニュアルに基づいて「事業の位置付け」「必要性・効果」「実施環境」の視点から評価を行い、その箇所の予算化の優先度を決定し、新規箇所の決定過程の透明性を図るものです。

評価は、現地機関が、新規評価マニュアルに基づいて評価調書を作成し、各事業担当課による評価（1次評価）、県土づくり本部による評価会議（2次評価）を経て評価が確定します。

確定した評価結果が、判断、の箇所は予算化が可能ですが、判断の箇所は予算化ができません。

判断、の箇所の中から、県土づくり本部の基本戦略に沿って充点実施項目や合併支援プラン、特定プロジェクト推進のための振興策等を優先し、選択と集中により新規箇所の予算化を行いました。

平成19年度 新規箇所決定までの流れ

対象事業：県が事業主体の公共事業
ただし、災害復旧事業、全体事業費が1千万円未満の小規模事業を除く

